

富士山利用者負担専門委員会設置要綱

(設置)

第1条 富士山における利用者負担制度のあり方を専門的見地から検討するため、有識者による富士山利用者負担専門委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(役割)

第2条 委員会は、専門的な見地から富士山における利用者負担制度に関する検討を行い、富士山世界文化遺産協議会作業部会（以下「作業部会」という。）に対し、助言、報告を行う。

(組織)

第3条 委員会は、学識経験のある者のうちから、作業部会の部会長が委嘱する委員をもって構成する。

(役員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 1人
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を総括する。
- 4 委員長が不在のときは、副委員長がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、主宰する。

- 2 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(ワーキング)

第7条 委員会が助言、報告を行う事項のうち、事前の準備・調整が必要な特定課題に対する詳細な検討を行うため、委員会に富士山利用者負担専門委員会ワーキング（以下「ワーキング」という。）を置くことができる。

- 2 ワーキングは、委員のうちから前項の検討事項に関する専門的な知見を有する者及び協議会事務局で構成し、必要に応じて関係者を加えることができる。
- 3 ワーキングは、協議会事務局が委員長と協議の上、必要に応じて招集し、主宰する。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、山梨県観光文化部世界遺産富士山課及び静岡県スポーツ・文化観光部文化局富士山世界遺産課が共同で務める。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。